

倉吉市上下水道局告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金及び量水器使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 委託の内容

倉吉市水道事業における水道料金及び量水器使用料の収納事務

- (1) 受託者が提携するコンビニエンスストアでの水道料金及び量水器使用料の収納事務
- (2) 受託者が提携するスマートフォンアプリによる水道料金及び量水器使用料の収納事務

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 委託の相手先

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
地銀ネットワークサービス株式会社